

別添資料

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 新旧対照表

新			旧		
別表第15(第71条関係) <p style="text-align: center;">土壌汚染に関する基準</p> 土壌汚染に関する基準は、次に定める基準以下とする。			別表第15(第71条関係) <p style="text-align: center;">土壌汚染に関する基準</p> 土壌汚染に関する基準は、次に定める基準以下とする。		
特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値	特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきカドミウムとして150ミリグラム	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきカドミウムとして150ミリグラム
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアンとして50ミリグラム	シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアンとして50ミリグラム
有機 <sup>りん</sup> 燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。		有機 <sup>りん</sup> 燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として150ミリグラム	鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム	六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム
ひ <sup>び</sup> 砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として150ミリグラム	ひ <sup>び</sup> 砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として150ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	土壌1キログラムにつき水銀として15ミリグラム	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	土壌1キログラムにつき水銀として15ミリグラム
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。		アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。		PCB	検液中に検出されないこと。	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム		トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム		テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム		ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリ		四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリ	

別添資料

	グラム			グラム		
1、2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム			1、2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム	
1、1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム			1、1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム	
<u>1、2-ジクロロエチレン</u>	検液1リットルにつき0.04ミリグラム			<u>シス-1、2-ジクロロエチレン</u>	検液1リットルにつき0.04ミリグラム	
1、1、1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム			1、1、1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム	
1、1、2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム			1、1、2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム	
1、3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム			1、3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム			チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム			シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム			チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム	
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム			ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきセレンとして150ミリグラム		セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきセレンとして150ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として1ミリグラム	土壌1キログラムにつきほう素として4,000ミリグラム		ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として1ミリグラム	土壌1キログラムにつきほう素として4,000ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	土壌1キログラムにつきふっ素として4,000ミリグラム		ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	土壌1キログラムにつきふっ素として4,000ミリグラム
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム			クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダイオキシン類として1,000ピコグラム		ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダイオキシン類として1,000ピコグラム

## 別添資料

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 「検液中に検出されないこと。」とは、2に定める測定の方法により土壌の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</li><li>2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める方法によるものとする。</li><li>3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)に基づく土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)</li><li>(2) ダイオキシン類 環境庁告示第68号に定める土壌の測定の方法</li></ol></li><li>4 <u>1、2—ジクロロエチレンの溶出量の算出の方法は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める濃度の算出の方法によるものとする。</u></li><li>5 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。</li></ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 「検液中に検出されないこと。」とは、2に定める測定の方法により土壌の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</li><li>2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める方法によるものとする。</li><li>3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)に基づく土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)</li><li>(2) ダイオキシン類 環境庁告示第68号に定める土壌の測定の方法</li></ol></li><li>4 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。</li></ol>
--	--

別添資料

平成 29 年条例告示第 185 号 新旧対照表

新	旧																
<p>別記 1 調査方法</p> <p>1 詳細調査</p> <p>(1) 表層土壌調査</p> <p>ウ 土壌ガス調査</p> <p>(オ) 留意事項</p> <p>a 1, 1-ジクロロエチレン、<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>等は、トリクロロエチレン等他の揮発性有機化合物が土壌中で分解して生成することがあること、また、油分が存在する場合には、ベンゼンが共存する可能性があることから、揮発性有機化合物が特定できるまでの間は、広く揮発性有機化合物の検出に努める必要がある。</p> <p>b～j (略)</p> <p>k 溶出試験の結果の定量限界は、揮発性有機化合物の種類ごとに表 1-3 の右側に掲げる数値以下とする。</p> <p>表 1-3 揮発性有機化合物の溶出試験に係る測定結果の定量限界</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">揮発性有機化合物の種類</th> <th style="text-align: center;">定量限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>検液 1 リットルにつき 0.001 ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム</td> </tr> </tbody> </table>	揮発性有機化合物の種類	定量限界	トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム	テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.001 ミリグラム	ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム	<p>別記 1 調査方法</p> <p>1 詳細調査</p> <p>(1) 表層土壌調査</p> <p>ウ 土壌ガス調査</p> <p>(オ) 留意事項</p> <p>a 1, 1-ジクロロエチレン、<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>等は、トリクロロエチレン等他の揮発性有機化合物が土壌中で分解して生成することがあること、また、油分が存在する場合には、ベンゼンが共存する可能性があることから、揮発性有機化合物が特定できるまでの間は、広く揮発性有機化合物の検出に努める必要がある。</p> <p>b～j (略)</p> <p>k 溶出試験の結果の定量限界は、揮発性有機化合物の種類ごとに表 1-3 の右側に掲げる数値以下とする。</p> <p>表 1-3 揮発性有機化合物の溶出試験に係る測定結果の定量限界</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">揮発性有機化合物の種類</th> <th style="text-align: center;">定量限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>検液 1 リットルにつき 0.001 ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム</td> </tr> </tbody> </table>	揮発性有機化合物の種類	定量限界	トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム	テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.001 ミリグラム	ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
揮発性有機化合物の種類	定量限界																
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム																
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.001 ミリグラム																
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム																
揮発性有機化合物の種類	定量限界																
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム																
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.001 ミリグラム																
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム																

## 別添資料

四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.0004 ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
<u>トランス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	<u>検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム</u>
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.0006 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.001 ミリグラム
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム

### (2) ボーリング調査

#### イ 土壌試料の採取及び測定

##### (イ) 測定 (ダイオキシン類を除く。)

##### a 測定項目

##### (b) 揮発性有機化合物

揮発性有機化合物については、資料等調査の結果により、明らかに土壌汚染の可能性がない物質を除き、分析を行う。なお、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン等は、トリクロロエチレン等他の揮発性有機化合物が土壌中で分解して生成することがあること、油分が存在する場合には、ベンゼンが共存する可能性があることに留意する必要がある。

四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.0004 ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.0006 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.001 ミリグラム
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム

### (2) ボーリング調査

#### イ 土壌試料の採取及び測定

##### (イ) 測定 (ダイオキシン類を除く。)

##### a 測定項目

##### (b) 揮発性有機化合物

揮発性有機化合物については、資料等調査の結果により、明らかに土壌汚染の可能性がない物質を除き、分析を行う。なお、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン等は、トリクロロエチレン等他の揮発性有機化合物が土壌中で分解して生成することがあること、油分が存在する場合には、ベンゼンが共存する可能性があることに留意する必要がある。

別添資料

別記2 汚染土壌等の処理対策方法及び管理方法

別表1

特定有害物質等（ダイオキシン類を除く。）に係る土壌の処理対策選定基準

特定有害物質等の種類	第二溶出量基準値	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.3ミリグラム	検液1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきカドミウムとして150ミリグラム
シアン化合物	検液1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	検液中に検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアンとして50ミリグラム
有機燐化合物	検液1リットルにつき1ミリグラム	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.3ミリグラム	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして1.5ミリグラム	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.3ミリグラム	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として150ミリグラム

別記2 汚染土壌等の処理対策方法及び管理方法

別表1

特定有害物質等（ダイオキシン類を除く。）に係る土壌の処理対策選定基準

特定有害物質等の種類	第二溶出量基準値	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.3ミリグラム	検液1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきカドミウムとして150ミリグラム
シアン化合物	検液1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	検液中に検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアンとして50ミリグラム
有機燐化合物	検液1リットルにつき1ミリグラム	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.3ミリグラム	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして1.5ミリグラム	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.3ミリグラム	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として150ミリグラム

別添資料

水銀及びその化合物（総水銀）	検液 1 リットルにつき水銀として 0.005 ミリグラム	検液 1 リットルにつき水銀として 0.0005 ミリグラム	土壌 1 キログラムにつき水銀として 15 ミリグラム		水銀及びその化合物（総水銀）	検液 1 リットルにつき水銀として 0.005 ミリグラム	検液 1 リットルにつき水銀として 0.0005 ミリグラム	土壌 1 キログラムにつき水銀として 15 ミリグラム	
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。			アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。		
PCB	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム	検液中に検出されないこと。			PCB	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム	検液中に検出されないこと。		
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.3 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム			トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.3 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム		
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム			テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム		
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 3 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム			1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 3 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム		
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム			四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム		
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム			ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム		
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム			1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム		
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム			1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム		
<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>	検液 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム			<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	検液 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム		

別添資料

1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.06 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.006 ミリグラム		1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.06 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.006 ミリグラム	
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム		1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム	
チウラム	検液1リットルにつき 0.06 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.006 ミリグラム		チウラム	検液1リットルにつき 0.06 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.006 ミリグラム	
シマジン	検液1リットルにつき 0.03 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.003 ミリグラム		シマジン	検液1リットルにつき 0.03 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.003 ミリグラム	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.2 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム		チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.2 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム	
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.1 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム		ベンゼン	検液1リットルにつき 0.1 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム	
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.3 ミリグラム	検液1リットルにつきセレンとして0.01 ミリグラム	土壌1キログラムにつきセレンとして150 ミリグラム	セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.3 ミリグラム	検液1リットルにつきセレンとして0.01 ミリグラム	土壌1キログラムにつきセレンとして150 ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として30 ミリグラム	検液1リットルにつきほう素として1 ミリグラム	土壌1キログラムにつきほう素として4,000 ミリグラム	ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として30 ミリグラム	検液1リットルにつきほう素として1 ミリグラム	土壌1キログラムにつきほう素として4,000 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として24 ミリグラム	検液1リットルにつきふっ素として0.8 ミリグラム	土壌1キログラムにつきふっ素として4,000 ミリグラム	ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として24 ミリグラム	検液1リットルにつきふっ素として0.8 ミリグラム	土壌1キログラムにつきふっ素として4,000 ミリグラム
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマ	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム		クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマ	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム	



## 別添資料

<p>備考</p> <p>溶出量基準値、第二溶出量基準値及び含有量基準値は、別記1の土壌調査方法で測定した値を用いる。</p> <p><u>1、2-ジクロロエチレンの溶出量の算出の方法は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める濃度の算出の方法によるものとする。</u></p>	<p>備考</p> <p>溶出量基準値、第二溶出量基準値及び含有量基準値は、別記1の土壌調査方法で測定した値を用いる。</p>
--	---